



ひだまり便り

第63号 (令和3年1月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

理事長より

ひだまり理事長 平井紳一

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

昨年2月の初め横浜港でダイヤモンド・プリンセス号船内での新型コロナウイルスの感染が報じられて、当初は別世界の事と思っていましたが、あっという間に、私達の身の回りに広がってきました。千葉県でも障害者施設でクラスターが発生し、病院、介護施設でも出ていますので、社会福祉法人父の樹会、NPO ひだまりも、大幅な制約を受けながら、慎重に支援活動を行っています。

感染防止対策として、3密を避ける、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを保つ等ありますが、障害者の支援は、寄り添って色々支援する事が多いので、一定の距離を保つことはなかなか困難です。いわば一身体で介助をする事もあります。利用者の皆様が楽しみにしている、受託業務(ハミングボウリングなど)は現在やむなく中止しています。ただ一般の学校などは休校となった時も、障害者の通所施設や支援活動は、特例として認められています。これからもウィズ コロナと言う環境の中で、出来るだけ対策をしながら支援事業を継続して行く覚悟です。

さて今年、丑(牛)年です。牛は昔から人間の身近な存在で、大きな恵みを与えてくれました。私は東北の農家の生まれで、子供の頃から一緒に生活して来ました。子供心に、もくもくとおとなしく荷車を引いたり、田んぼを耕し作業をする姿を見て感心したことを覚えています。またミルクや肉など貴重な食物を提供してくれます。そんなところから牛は、忍耐強い、文句を言わない、地味でマイペースといった印象です。また学問の神様とされる天満宮では、境内に神様の守護神として鎮座しています。

現在大変な環境ではありますが、今年、牛に習う事が有る様に思います。地道にしっかりと、希望を持って活動していきたいと思います。そして中止している余暇活動支援が早く再開出来て利用者が喜ぶ顔が見られるよう 祈願しています。今年も宜しくお願い申し上げます。



わが子のために今から出来る財産管理の仕組み

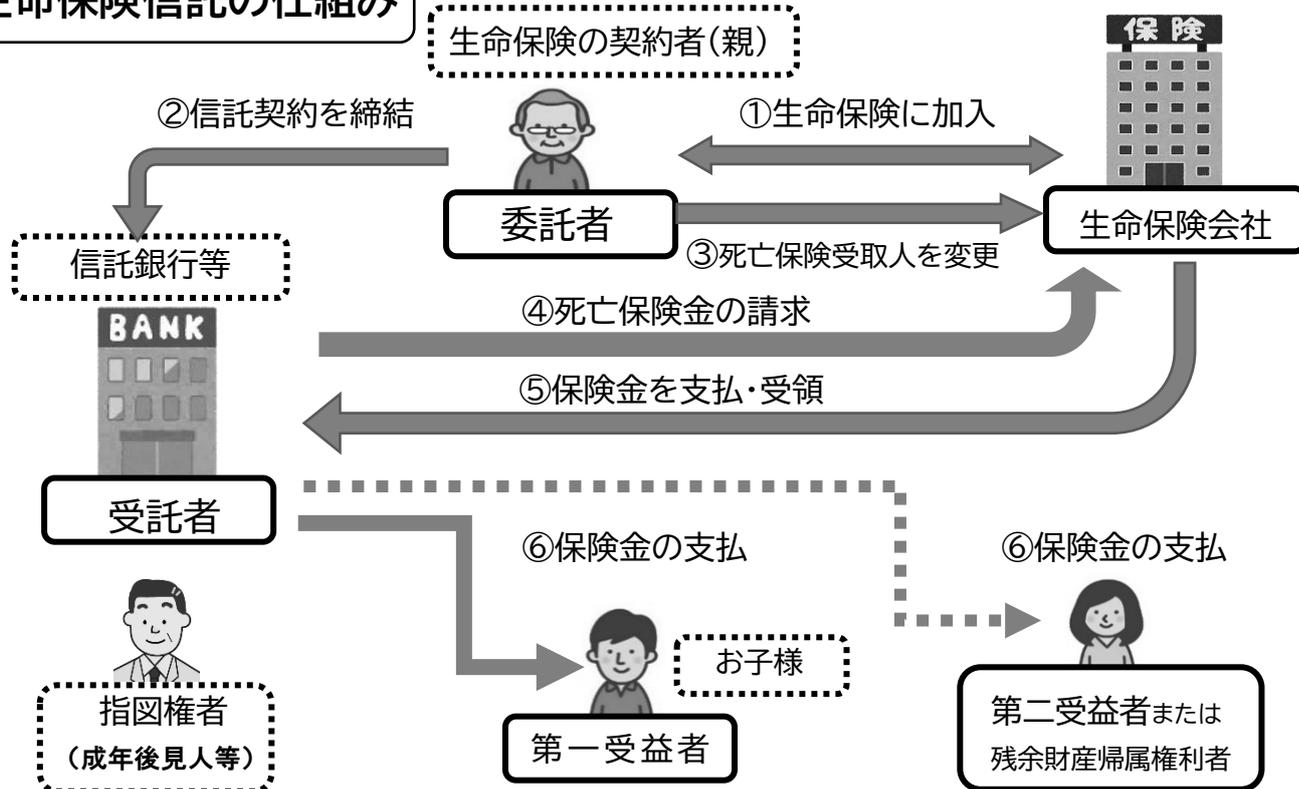
ひだまり理事 田代常光

「私たち親が死んだ後、お金に困ることなく生活できるだろうか? 生活に困ることがないようになるべく多くのお金を残してあげたい」…知的障害の子の親の多くは、ついこんな風に考えてしまいがちです。

しかし、金銭管理や自己判断能力が難しい子にとって、これらだけでは決して十分ではないと考え、親なき後の財産管理対策として「家族信託」を取り上げ勉強会や個別相談会を行ってきました。今年も引き続き勉強会の実施を計画しておりましたが、コロナ禍のため中止を余儀なくされてしまいました。

そこで、障害のある子に「お金を残す」ことだけではなく、「今からできる本人のための財産管理の仕組み」について家族信託以外の方法をひだまり便りの紙面で数回にわたって紹介していきたいと思います。

生命保険信託の仕組み



第1回目は生命保険を活用した **生命保険信託** です。

親が亡くなった後、子が「定期的にお金を受取ることができる」仕組みは、家族信託と同じです。ただ大きく違う点は、財産を託す人(受託者)が、兄弟姉妹や親族などではなく、信託銀行や信託会社(以下信託銀行等)です。

■ 生命保険信託の仕組み・手続きの流れ ■ ~上図を参考にしてください~

①親が生命保険に加入、次に ②信託銀行等と信託契約を締結し ③死亡保険金受取人を信託銀行等に変更します。④被保険者の親が亡くなった後、信託銀行等が保険金を請求し、⑤生命保険会社から信託銀行等に直接保険金が支払われます。⑥信託銀行等は、予め親(保険契約者・被保険者)と決めた信託契約書に基づいて、受益者(受取人)である子に定期的にお金を振込みます。

■ 特徴(メリット) ■

- ① 多額の財産(生命保険)でも信託銀行等が受取り、管理することで、有効に保険金を管理・利用し安全に守ることができます。
- ② 一時金ではなく、定期的に決まった金額を年金方式で受取ることができます。
(受取方法は、事前に決めておくことができます。)
- ③ 急な必要資金の支払いにも随時対応、受取ることができます。
- ④ 第一受益者(受取人・子)が亡くなった場合でも、第二受益者や残った財産の処分について予め決めておくことができます。(遺言ではできません!)

■ 生命保険信託の費用・手数料について ■

《例》 死亡保険金 2 千万円の場合

- ① 信託契約時(1回) 5000 円~5 万円+税
- ② 死亡保険金受取時(1回) 40 万円+税
- ③ 信託開始後の維持・管理手数料(毎年) 2 万円~3 万円程度+税

